

令和3年7月1日申請分から、

申請手数料が変わります。

この度、開発許可等申請手数料を改定するとともに、開発許可不要及び開発行為非該当等を証する書面（都市計画法施行規則第60条に基づく書面）の交付や完了公告前建築等承認申請に係る手数料を新設することとなりました。**令和3年7月1日以降に申請されるものから、改定後の額となります**ので、ご注意ください。

完了公告前建築等承認申請手数料 新設

（令和3年7月1日以降の申請）

令和3年6月30日までの申請分は手数料がかかりません。

内容	区分	手数料の額
法第37条第1号の規定に基づく完了公告前の建築等の承認の申請に対する審査	自己の居住用	10,000円
	その他	20,000円

法施行規則第60条の証明書の交付手数料 新設

（令和3年7月1日以降の申請）

令和3年6月30日までの申請分は手数料がかかりません。

内容	区分	手数料の額
都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	法第42条1項又は第43条1項の規定による建築許可を受ける必要がないことを証する書面	1通につき5,000円
	その他	1通につき12,000円

その他、開発許可関係手数料及び宅造許可関係手数料についても改定します。

改正後の金額等については、令和3年4月1日以降、開発指導課のホームページにおいて公開する「開発許可制度の手引き」及び「宅地造成の手引」に掲載しますので、ご確認ください。

また、窓口には、各種手引の新旧対照表を置いてありますので、お持ち帰りください。

事業者の皆様方におかれましては、引き続き、良好な都市環境を図り、安心安全なまちづくりに御協力をいただきますよう、お願いいたします。

京都市都市計画局
都市景観部開発指導課
TEL 222-3558